

# 令和4年(令和3年分)確定申告について

**申告期間** : 2月16日(水)～3月15日(火)午前中

※3月15日(火)は午前中のみ

## 申告会場

- ◎本庁舎 本庁舎1階 大会議室（正面玄関入って右）
- ◎分庁舎 分庁舎1階 103会議室（エスカレーター奥）

## 確定申告及び住民税・国民健康保険税所得申告（町申告）の感染症の拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、以下の点にご留意いただき、ご理解とご協力をお願いいいたします。

### 『町の申告書を提出しなくて良い方』

以下のいずれかに該当される方は「住民税・国民健康保険税申告書」（青い町申告書）の提出は不要です。なお、昨年度の申告状況により申告不要と思われる方には、申告書は送付いたしません。

#### ①収入が公的年金だけの方

ただし、次の場合は申告が必要です。

- ・遺族年金または障害年金だけを受給されている場合
- ・年金額が一定以上（※）あり、生命保険料控除や医療費控除等を受けたい場合（他の控除によっては、申告しても税額が変わらない場合もあります）  
※65歳以上153万円以上、65歳未満103万円以上。

#### ②税務署やインターネット、パソコン、スマートフォン等、町の申告会場以外で所得税の確定申告をされる方

#### ③会社で年末調整を済ませており、他に所得が無い方

- ・ただし、医療費控除等の年末調整できない控除を受けたい場合は、申告が必要です。

※申告書があ手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は感染症対策の観点から、郵送提出にご協力を願いいたします。

※申告書があ手元に届かない方でも前年と収入状況等が異なる方は申告の必要がある場合がございます。年金受給者の方は、左のフローチャートを参考にしてください。不明な点は役場税務課までお問い合わせください。

### 『感染症対策にご協力を願いいたします』

- ・発熱、咳など体調が悪い方は来場を控えてください。
- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・入口でのアルコール除菌・検温にご協力ください。
- ・会場・待合の混雑を避けるため自車等で待機していただく場合があります。
- ・換気を行いますので、温かい服装でご来場ください。
- ・滞在時間短縮の為、医療費控除につきましては、あらかじめ指定の様式にまとめてください。領収書の添付は必要ありません。様式が必要な場合は役場税務課までご連絡ください。なお、町ホームページにも様式を掲載予定です。
- ・郵送による申告（町申告のみ）にご協力ください。  
(送付先) 〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

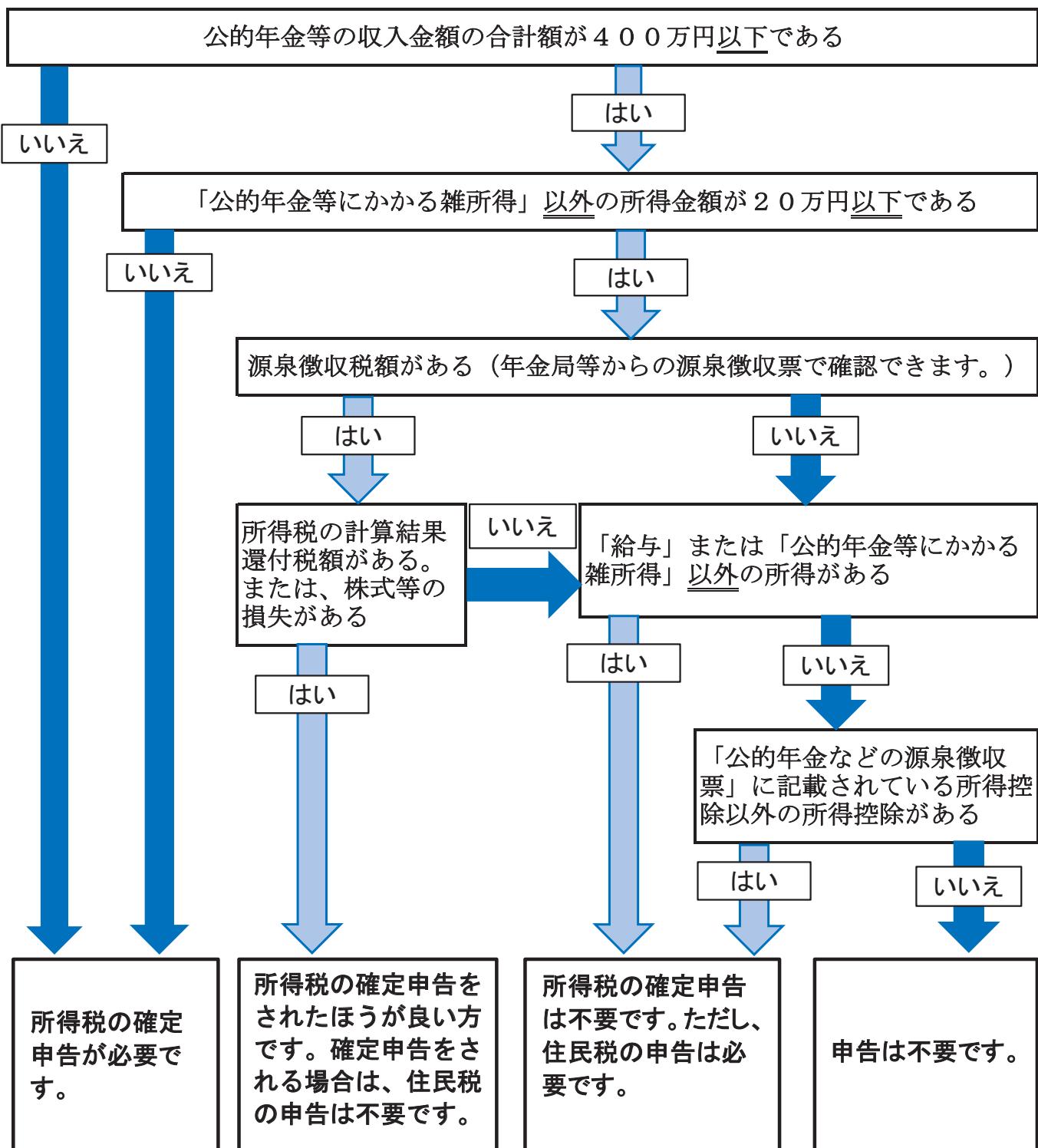
南部町役場税務課 宛

- ・体調に不安があり来場できない場合は、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、掲載内容と異なる形で実施する場合もあります。

ご不明な点は、役場税務課☎66-3404（直通）までお問合せください。

## 『公的年金等を受給されている方の申告フローチャート』



### 『来場不要の電子申告e-Tax』

税務署及び南部町では、会場に来場しなくても、パソコンまたはスマートフォンからインターネットを通じて申告手続が完了できるe-Tax（イータックス）のご利用を推奨しています。

詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-Tax.nta.go.jp>）をご確認いただきか、鰍沢税務署 ☎0556-22-3191(代表)、役場税務課 ☎66-3404(直通)までお問合せください。